

観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金

【申請受付要項】

1 支援金の概要

エネルギー価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、市が予算の範囲内で「観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を交付するものです。

2 交付対象者（※農林漁業者も次の要件を満たす場合は、対象となります。）

① 市内中小企業者（個人事業主の方は、②又は③へ）

交付対象者は、次の（ア）から（オ）までの全ての要件を満たす必要があります。

- （ア） 市内に事業所を有する中小企業者（※1）であること。
- （イ） 令和7年1月1日以前から市内で事業を営んでおり、今後も当該事業を市内で継続する意思を有すること。
- （ウ） 市内で事業を営むために要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額が3万円以上であること。（市外事業所でのエネルギー経費は対象外）
- （エ） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （オ） 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

（※1）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

中小企業基本法：中小企業者の範囲及び用語の定義 抜粋

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【中小企業基本法上の「会社」に該当しないものの例】

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社を除く。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法等に基づく組合等）又は有限責任事業組合

② 市内在住個人事業主

交付対象者は、次の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たす必要があります。

- （ア） 令和7年1月1日以前から市内に住所を有する個人事業主であること。
- （イ） 令和7年1月1日以前から事業を営んでおり、今後も当該事業を継続する意思を有すること。
- （ウ） 個人事業主の事業全体において要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額が3万円以上であること。（市外事業所でのエネルギー経費も含む）
- （エ） 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

③ 市外在住個人事業主

交付対象者は、次の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たす必要があります。

- （ア） 市内に事業所を有する個人事業主であること。
- （イ） 令和7年1月1日以前から市内で事業を営んでおり、今後も当該事業を市内で継続する意思を有すること。
- （ウ） 市内で事業を営むために要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額が3万円以上であること。（市外事業所でのエネルギー経費は対象外）
- （エ） 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

※ 交付対象外

次の各号に掲げる支援金の申請をしている者又は申請を予定している者は、交付の対象となりません。

- （1） 令和6年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金
- （2） 令和6年度観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金
- （3） 観音寺市農林業者物価高騰対策支援金
- （4） 観音寺市漁業者物価高騰対策支援金

エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油に係る経費です。督促料や延滞料等は、支援金の対象となりません。

※ 対象月（任意の1か月）の考え方

エネルギー経費の対象月については、使用月や請求月ではなく、**支払月**で判断してください。ただし、複数の月を選択することはできず、複数月分を一括で支払った場合などは、金額の多い月（明細等で確認できること）を支払月としてください。

○現金払い…現金で支払いをした日の属する月

（振込を含む）（例）9月20日にガソリンを給油し、現金で支払った。

→9月のエネルギー経費

○口座振替払い…口座振替があった日の属する月

（自動引き落とし）（例）11月1日から11月30日までに係る電気料金を12月20日の口座振替にて支払った。

→12月のエネルギー経費

○クレジットカード払い…クレジットカード利用代金の口座振替があった日の属する月

（クレジットカードを利用した日ではありません）

（例）9月30日に軽油を給油し、クレジットカード払いを利用、その利用代金を11月10日の口座振替にて支払った。

→11月のエネルギー経費

3 交付対象経費

① 市内中小企業者（個人事業主の方は、②又は③へ）

市内で事業を営むために要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額（市外事業所での経費は対象外）

② 市内在住個人事業主

個人事業主の事業全体において要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額（市外事業所も含む）

③ 市外在住個人事業主

市内で事業を営むために要した経費のうち、令和6年1月から令和6年12月までのうち任意の1か月において支払ったエネルギー経費の合計額（市外事業所での経費は対象外）

4 支援金の額

交付対象経費の区分に応じ支援金を交付します。

交付対象経費	支援金の額
30,000円以上 60,000円未満	30,000円
60,000円以上 90,000円未満	60,000円
90,000円以上	90,000円

※交付回数は、1中小企業者につき1回限りとします。

※当該支援金は、課税対象となります。

5 申請期間

令和7年6月2日（月）から令和7年7月31日（木）まで

（郵送の場合、令和7年3月31日（木）の当日消印有効）

6 申請に必要な書類

（1）観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
（様式第1号）

（2）エネルギー経費申告書（様式第2号）

①市内中小企業者（個人事業主を除く）はその1

②市内在住個人事業主はその2

③市外在住個人事業主はその3

（3）エネルギー経費の内訳が確認できる書類等

宛名、支払日や領収日、品目、支払金額、使用場所等が確認できるものを提出してください。

○現金払い（振込を含む）の場合は、

①「領収書等」の写し

※領収書にエネルギー経費の内訳が記載されていない場合、請求書や納品書等の経費の内容が分かるものを併せて提出してください。

○口座振替払いの場合は、

①「内訳が分かる請求書や納品書」の写し

②「口座振替済であることが確認できる通帳の該当頁」の写し又は「口座振替済のお知らせ」の写し等

○クレジットカード払いの場合は、

①「内訳が分かる請求書や納品書」の写し

②「クレジットカード利用明細書」の写し

③「口座振替済であることが確認できる通帳の該当頁」の写し等

※ガソリンや灯油、軽油代等のクレジットカード利用明細書の写しで、「〇〇〇ステーション〇〇円」等の表示では、エネルギー経費の種類が確認できないため、対象経費であることが確認できる請求書や納品書の写しも併せて提出してください。

※ガソリン代等の領収書に宛名の記載がない場合、領収書の写しの余白に、利用者（例：〇〇会社）と利用目的（例：業務利用のため）を記載してください。

(4) 税務署等に提出した直近の確定申告書類の写し

【①市内中小企業者（法人）の場合】

・「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し

※県外に主たる事務所を置く場合は、県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し

【②③個人事業主の場合】

・「所得税及び復興特別所得税の申告書（第一表）」の写し

※マイナンバーの部分は、必ず、黒く塗りつぶして提出してください。

○税務署受付印又は電子申告の日時等の記載のあるもの（もしくは電子申告の「受信通知メール」の写しを添付）を提出してください。

○確定申告義務がない場合等は、「市民税・県民税の申告書の控え」の写しを提出してください。

(5) 誓約書（様式第3号）

誓約内容を確認し、申請者(法人の代表者又は個人事業主)が自署してください。

(6) 支援金の振込先口座が確認できる書類等の写し

口座名義人、金融機関名（店名）、預貯金の種別及び口座番号が記載されたものを提出してください。（例：通帳の1・2ページ目部分の写し）（インターネットバンキングをご利用の方は、前述の内容が記載されたページを印刷したものでも差し支えありません。）

口座名義については、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人に限ります。

(7) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、保険証等の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 交付の決定、通知等

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、口座振替払いにより支援金を交付します。不交付決定の場合のみ、文書で通知します。

なお、支援金の振込名義は「**カシ）エネルギーシエンキン**」とする予定です。

8 その他

提出書類について、書類の不備や確認の必要がある場合に電話等で問い合わせをすることがありますので、ご協力ください。

(参考)「6 申請に必要な書類」のうち、確定申告書類の見本は以下のとおりです。

○「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（見本は青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿		青色申告 一連番号		別表一 各事業年度の所得に係る申告書 （内国法人の分………令四・四・一以後終了事業年度等分）
納税地 (フリガナ)	電話() -	通算グループ 整理番号	整理番号	
法人名		通算法人 整理番号	事業年度 (主)	
法人番号 (フリガナ)		法人区分	売上金額	
代表者		事業種目	申告年月日	
代表者 住所		同非区分	課税 月日	
		旧納税地及び 旧法人名等	申告区分	
		添付書類	法人 税	
			地方 法人税	
令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 課税事業年度分の地方法人税 申告書		通算士統算知見 の書面提出有		
令和 年 月 日 (中間申告の繰上 令和 年 月 日)		通算士統算知見 の書面提出有		
所得金額又は欠損金額 (別表四(一)①J)	1	所得税の額 (別表六(一)①Jの合計)	16	
法人税額 (別表六(一)②J)	2	外国税額 (別表六(一)③J)	17	
法人税額の特例控除額 (別表六(一)⑤J)	3	計 0.00 + 0.00	18	
税額控除超過額 相当額の加算額	4	控除した金額 (18)	19	
土地取得税・固定資産税 の額	5	控除しきれなかった金額 0.00 - 0.00	20	
同上に対する税額 (5) + (5) + (5)	6	この申告による 還付金額	21	
留保税額 (別表三(一)④J)	7	中間納付額 (14) - (19)	22	
同上に対する税額 (別表三(一)⑧J)	8	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	計 (20) + (22) + (23)	24	
仮払法人税額 (別表六(一)⑥J)	10	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (20)	25	
仮払法人税額 の繰戻しに よる還付請求税額 (別表六(一)⑦J)	11	この申告書による 増加分 (25) - (24)	26	
控除税額 (別表六(一)⑧J)	12	繰上金額 (26) - (25)	27	
繰上金額 (12) - (11) - (11)	13	繰上金額 (27) - (26)	28	
中間申告分の法人税額	14	この申告書の所得 金額又は欠損金額 (20)	29	
繰上金額 (14) - (13) - (13)	15	繰上金額 (29) - (28)	30	
繰上金額 (15) - (14) - (14)	16	繰上金額 (30) - (29)	31	
繰上金額 (16) - (15) - (15)	17	繰上金額 (31) - (30)	32	
繰上金額 (17) - (16) - (16)	18	繰上金額 (32) - (31)	33	
繰上金額 (18) - (17) - (17)	19	繰上金額 (33) - (32)	34	
繰上金額 (19) - (18) - (18)	20	繰上金額 (34) - (33)	35	
繰上金額 (20) - (19) - (19)	21	繰上金額 (35) - (34)	36	
繰上金額 (21) - (20) - (20)	22	繰上金額 (36) - (35)	37	
繰上金額 (22) - (21) - (21)	23	繰上金額 (37) - (36)	38	
繰上金額 (23) - (22) - (22)	24	繰上金額 (38) - (37)	39	
繰上金額 (24) - (23) - (23)	25	繰上金額 (39) - (38)	40	
繰上金額 (25) - (24) - (24)	26	繰上金額 (40) - (39)	41	
繰上金額 (26) - (25) - (25)	27	繰上金額 (41) - (40)	42	
繰上金額 (27) - (26) - (26)	28	繰上金額 (42) - (41)	43	
繰上金額 (28) - (27) - (27)	29	繰上金額 (43) - (42)	44	
繰上金額 (29) - (28) - (28)	30	繰上金額 (44) - (43)	45	
繰上金額 (30) - (29) - (29)	31	繰上金額 (45) - (44)	46	
繰上金額 (31) - (30) - (30)	32	繰上金額 (46) - (45)	47	
繰上金額 (32) - (31) - (31)	33	繰上金額 (47) - (46)	48	
繰上金額 (33) - (32) - (32)	34	繰上金額 (48) - (47)	49	
繰上金額 (34) - (33) - (33)	35	繰上金額 (49) - (48)	50	
繰上金額 (35) - (34) - (34)	36	繰上金額 (50) - (49)	51	
繰上金額 (36) - (35) - (35)	37	繰上金額 (51) - (50)	52	
繰上金額 (37) - (36) - (36)	38	繰上金額 (52) - (51)	53	
繰上金額 (38) - (37) - (37)	39	繰上金額 (53) - (52)	54	
繰上金額 (39) - (38) - (38)	40	繰上金額 (54) - (53)	55	
繰上金額 (40) - (39) - (39)	41	繰上金額 (55) - (54)	56	
繰上金額 (41) - (40) - (40)	42	繰上金額 (56) - (55)	57	
繰上金額 (42) - (41) - (41)	43	繰上金額 (57) - (56)	58	
繰上金額 (43) - (42) - (42)	44	繰上金額 (58) - (57)	59	
繰上金額 (44) - (43) - (43)	45	繰上金額 (59) - (58)	60	
繰上金額 (45) - (44) - (44)	46	繰上金額 (60) - (59)	61	
繰上金額 (46) - (45) - (45)	47	繰上金額 (61) - (60)	62	
繰上金額 (47) - (46) - (46)	48	繰上金額 (62) - (61)	63	
繰上金額 (48) - (47) - (47)	49	繰上金額 (63) - (62)	64	
繰上金額 (49) - (48) - (48)	50	繰上金額 (64) - (63)	65	
繰上金額 (50) - (49) - (49)	51	繰上金額 (65) - (64)	66	
繰上金額 (51) - (50) - (50)	52	繰上金額 (66) - (65)	67	
繰上金額 (52) - (51) - (51)	53	繰上金額 (67) - (66)	68	
繰上金額 (53) - (52) - (52)	54	繰上金額 (68) - (67)	69	
繰上金額 (54) - (53) - (53)	55	繰上金額 (69) - (68)	70	
繰上金額 (55) - (54) - (54)	56	繰上金額 (70) - (69)	71	
繰上金額 (56) - (55) - (55)	57	繰上金額 (71) - (70)	72	
繰上金額 (57) - (56) - (56)	58	繰上金額 (72) - (71)	73	
繰上金額 (58) - (57) - (57)	59	繰上金額 (73) - (72)	74	
繰上金額 (59) - (58) - (58)	60	繰上金額 (74) - (73)	75	
繰上金額 (60) - (59) - (59)	61	繰上金額 (75) - (74)	76	
繰上金額 (61) - (60) - (60)	62	繰上金額 (76) - (75)	77	
繰上金額 (62) - (61) - (61)	63	繰上金額 (77) - (76)	78	
繰上金額 (63) - (62) - (62)	64	繰上金額 (78) - (77)	79	
繰上金額 (64) - (63) - (63)	65	繰上金額 (79) - (78)	80	
繰上金額 (65) - (64) - (64)	66	繰上金額 (80) - (79)	81	
繰上金額 (66) - (65) - (65)	67	繰上金額 (81) - (80)	82	
繰上金額 (67) - (66) - (66)	68	繰上金額 (82) - (81)	83	
繰上金額 (68) - (67) - (67)	69	繰上金額 (83) - (82)	84	
繰上金額 (69) - (68) - (68)	70	繰上金額 (84) - (83)	85	
繰上金額 (70) - (69) - (69)	71	繰上金額 (85) - (84)	86	
繰上金額 (71) - (70) - (70)	72	繰上金額 (86) - (85)	87	
繰上金額 (72) - (71) - (71)	73	繰上金額 (87) - (86)	88	
繰上金額 (73) - (72) - (72)	74	繰上金額 (88) - (87)	89	
繰上金額 (74) - (73) - (73)	75	繰上金額 (89) - (88)	90	
繰上金額 (75) - (74) - (74)	76	繰上金額 (90) - (89)	91	
繰上金額 (76) - (75) - (75)	77	繰上金額 (91) - (90)	92	
繰上金額 (77) - (76) - (76)	78	繰上金額 (92) - (91)	93	
繰上金額 (78) - (77) - (77)	79	繰上金額 (93) - (92)	94	
繰上金額 (79) - (78) - (78)	80	繰上金額 (94) - (93)	95	
繰上金額 (80) - (79) - (79)	81	繰上金額 (95) - (94)	96	
繰上金額 (81) - (80) - (80)	82	繰上金額 (96) - (95)	97	
繰上金額 (82) - (81) - (81)	83	繰上金額 (97) - (96)	98	
繰上金額 (83) - (82) - (82)	84	繰上金額 (98) - (97)	99	
繰上金額 (84) - (83) - (83)	85	繰上金額 (99) - (98)	100	
繰上金額 (85) - (84) - (84)	86	繰上金額 (100) - (99)	101	
繰上金額 (86) - (85) - (85)	87	繰上金額 (101) - (100)	102	
繰上金額 (87) - (86) - (86)	88	繰上金額 (102) - (101)	103	
繰上金額 (88) - (87) - (87)	89	繰上金額 (103) - (102)	104	
繰上金額 (89) - (88) - (88)	90	繰上金額 (104) - (103)	105	
繰上金額 (90) - (89) - (89)	91	繰上金額 (105) - (104)	106	
繰上金額 (91) - (90) - (90)	92	繰上金額 (106) - (105)	107	
繰上金額 (92) - (91) - (91)	93	繰上金額 (107) - (106)	108	
繰上金額 (93) - (92) - (92)	94	繰上金額 (108) - (107)	109	
繰上金額 (94) - (93) - (93)	95	繰上金額 (109) - (108)	110	
繰上金額 (95) - (94) - (94)	96	繰上金額 (110) - (109)	111	
繰上金額 (96) - (95) - (95)	97	繰上金額 (111) - (110)	112	
繰上金額 (97) - (96) - (96)	98	繰上金額 (112) - (111)	113	
繰上金額 (98) - (97) - (97)	99	繰上金額 (113) - (112)	114	
繰上金額 (99) - (98) - (98)	100	繰上金額 (114) - (113)	115	
繰上金額 (100) - (99) - (99)	101	繰上金額 (115) - (114)	116	
繰上金額 (101) - (100) - (100)	102	繰上金額 (116) - (115)	117	
繰上金額 (102) - (101) - (101)	103	繰上金額 (117) - (116)	118	
繰上金額 (103) - (102) - (102)	104	繰上金額 (118) - (117)	119	
繰上金額 (104) - (103) - (103)	105	繰上金額 (119) - (118)	120	
繰上金額 (105) - (104) - (104)	106	繰上金額 (120) - (119)	121	
繰上金額 (106) - (105) - (105)	107	繰上金額 (121) - (120)	122	
繰上金額 (107) - (106) - (106)	108	繰上金額 (122) - (121)	123	
繰上金額 (108) - (107) - (107)	109	繰上金額 (123) - (122)	124	
繰上金額 (109) - (108) - (108)	110	繰上金額 (124) - (123)	125	
繰上金額 (110) - (109) - (109)	111	繰上金額 (125) - (124)	126	
繰上金額 (111) - (110) - (110)	112	繰上金額 (126) - (125)	127	
繰上金額 (112) - (111) - (111)	113	繰上金額 (127) - (126)	128	
繰上金額 (113) - (112) - (112)	114	繰上金額 (128) - (127)	129	
繰上金額 (114) - (113) - (113)	115	繰上金額 (129) - (128)	130	
繰上金額 (115) - (114) - (114)	116	繰上金額 (130) - (129)	131	
繰上金額 (116) - (115) - (115)	117	繰上金額 (131) - (130)	132	
繰上金額 (117) - (116) - (116)	118	繰上金額 (132) - (131)	133	
繰上金額 (118) - (117) - (117)	119	繰上金額 (133) - (132)	134	
繰上金額 (119) - (118) - (118)	120	繰上金額 (134) - (133)	135	
繰上金額 (120) - (119) - (119)	121	繰上金額 (135) - (134)	136	
繰上金額 (121) - (120) - (120)	122	繰上金額 (136) - (135)	137	
繰上金額 (122) - (121) - (121)	123	繰上金額 (137) - (136)	138	
繰上金額 (123) - (122) - (122)	124	繰上金額 (138) - (137)	139	
繰上金額 (124) - (123) - (123)	125	繰上金額 (139) - (138)	140	
繰上金額 (125) - (124) - (124)	126	繰上金額 (140) - (139)	141	
繰上金額 (126) - (125) - (125)	127	繰上金額 (141) - (140)	142	
繰上金額 (127) - (126) - (126)	128	繰上金額 (142) - (141)	143	
繰上金額 (128) - (127) - (127)	129	繰上金額 (143) - (142)	144	
繰上金額 (129) - (128) - (128)	130	繰上金額 (144) - (143)	145	
繰上金額 (130) - (129) - (129)	131	繰上金額 (145) - (144)	146	
繰上金額 (131) - (130) - (130)	132	繰上金額 (146) - (145)	147	
繰上金額 (132) - (131) - (131)	133	繰上金額 (147) - (146)	148	
繰上金額 (133) - (132) - (132)	134	繰上金額 (148) - (147)	149	
繰上金額 (134) - (133) - (133)	135	繰上金額 (149) - (148)	150	
繰上金額 (135) - (134) - (134)	136	繰上金額 (150) - (149)	151	
繰上金額 (136) - (135) - (135)	137	繰上金額 (151) - (150)	152	
繰上金額 (137) - (136) - (136)	138	繰上金額 (152) - (151)	153	
繰上金額 (138) - (137) - (137)	139	繰上金額 (153) - (152)	154	
繰上金額 (139) - (138) - (138)	140	繰上金額 (154) - (153)	155	
繰上金額 (140) - (139) - (139)	141	繰上金額 (155) - (154)	156	
繰上金額 (141) - (140) - (140)	142	繰上金額 (156) - (155)	157	
繰上金額 (142) - (141) - (141)	143	繰上金額 (157) - (156)	158	
繰上金額 (143) - (142) - (142)	144	繰上金額 (158) - (157)	159	
繰上金額 (144) - (143) - (143)	145	繰上金額 (159) - (158)	160	
繰上金額 (145) - (144) - (144)	146	繰上金額 (160) - (159)	161	
繰上金額 (146) - (145) - (145)	147	繰上金額 (161) - (160)	162	
繰上金額 (147) - (146) - (146)	148	繰上金額 (162) - (161)	163	
繰上金額 (148) - (147) - (147)	149	繰上金額 (163) - (162)	164	
繰上金額 (149) - (148) - (148)	150	繰上金額 (164) - (163)	165	
繰上金額 (150) - (149) - (149)	151	繰上金額 (165) - (164)	166	
繰上金額 (151) - (150) - (150)	152	繰上金額 (166) - (165)	167	
繰上金額 (152) - (151) - (151)	153	繰上金額 (167) - (166)	168	
繰上金額 (153) - (152) - (152)	154	繰上金額 (168) - (167)	169	
繰上金額 (154) - (153) - (153)	155	繰上金額 (169) - (168)	170	
繰上金額 (155) - (154) - (154)	156	繰上金額 (170) - (169)	171	
繰上金額 (156) - (155) - (155)	157	繰上金額 (171) - (170)	172	
繰上金額 (157) - (156) - (156)	158	繰上金額 (172) - (171)	173	
繰上金額 (158) - (157) - (157)	159	繰上金額 (173) - (172)	174	
繰上金額 (159) - (158) - (158)	160	繰上金額 (174) - (173)	175	
繰上金額 (160) - (159) - (159)	161	繰上金額 (175) - (174)	176	
繰上金額 (161) - (160) - (160)	162	繰上金額 (176) - (175)	177	
繰上金額 (162) - (161) - (161)	163	繰上金額 (177) - (176)	178	
繰上金額 (163) - (162) - (162)	164	繰上金額 (178) - (177)	179	
繰上金額 (164) - (163) - (163)	165	繰上金額 (179) - (178)	180	
繰上金額 (165) - (164) - (164)	166	繰上金額 (180) - (179)	181	
繰上金額 (166) - (165) - (165)	167	繰上金額 (181) - (180)	182	
繰上金額 (167) - (166) - (166)	168	繰上金額 (182) - (181)	183	
繰上金額 (168) - (167) - (167)	169	繰上金額 (183) - (182)	184	
繰上金額 (169) - (168) - (168)	170	繰上金額 (184) - (183)	185	
繰上金額 (170) - (169) - (169)	171	繰上金額 (185) - (184)	186	
繰上金額 (171) - (170) - (170)	172	繰上金額 (186) - (185)	187	
繰上金額 (172) - (171) - (171)	173	繰上金額 (187) - (186)	188	
繰上金額 (173) - (172) - (172)	174	繰上金額 (188) - (187)	189	
繰上金額 (174) - (173) - (173)	175	繰上金額 (189) - (188)	190	
繰上金額 (175) - (174) - (174)	176	繰上金額 (190) - (189)	191	
繰上金額 (176) - (175) - (175)	177	繰上金額 (191) - (190)	192	
繰上金額 (177) - (176) - (176)	178	繰上金額 (192) - (191		

○「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」

令和 年 月 日		法人番号	この申告書の提出・更正・決定・更正による	申告年月日	
受付印		法人税の令制	修正・更正・決定	申告年月日	
所在地		事業種目			
(法人が) (電記)		期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)			
法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額			
(法人が) 代表者氏名		期末現在の資本金等の額			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度分の申告書					
事業税	摘要	課税標準	税率	税額	(使途等置金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
	所得金額総額 (第1号又は第2号5号)				①
	年400万円以下の金額		0.00		②
	年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00		③
	年800万円を超え年1,000万円以下の金額		0.00		④
	計 ②+③+④		0.00		⑤
	軽減税率不適用法人の金額		0.00		⑥
	付加価値額総額				法人税額 (第7号又は第8号)
	付加価値額		0.00		道府県民税の特定寄附金税額控除額
	資本金等の額総額				税額控除超過額相当額の加算額
	資本金等の額		0.00		税額控除超過額相当額の加算額
	収入金額総額				外国の法人税等の額の控除額
	収入金額		0.00		仮加算額に基づく法人税額の控除額
	合計事業税額 ②+③+④+⑤又は⑥+⑦+⑧+⑨			0.00	差引法人税額 (第1号+第2号-第3号-第4号)
	事業税の特定寄附金税額控除額				既に納付の確定した当期分の法人税額
差引事業税額 ②-③-④		0.00		税額控除の実施に係る法人税額の控除額	
事業税の支払に要する事業税額の差引額			0.00	この申告により納付すべき法人税額 ②-③-④	
⑩の内部	所得割		0.00	付加価値割	
資本割		0.00		収入割	
⑩のうち見込納付額				差引	
摘要		課税標準	税率	税額	
所得割に係る特別法人事業税額				0.00	
収入割に係る特別法人事業税額				0.00	
合計特別法人事業税額 (⑩+⑪)				0.00	
事業税の支払に要する特別法人事業税額の差引額				0.00	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額				0.00	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑩-⑪				0.00	
差引					
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))					法人税の期末現在の資本金等の額又は差引額(資本金等の額)
損金の額又は個別増減損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額					法人税の当期の確定税額又は差引法人税額(復興税額)
損金の額又は個別増減損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への差入額					決算確定の日
益金の額又は個別増減益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの差入額					解散の日
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額					残余資産の最後の分配又は引渡しの日
仮計 ⑩+⑪+⑫-⑬-⑭					申告期限の延長の処分(承認)の有無
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額					法人税の申告書の種類
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))					この申告が併合申告の場合の前算期間
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					還附の中間申告の要否
差引請求中間納付額					要・否
					外国関連者の有無
					有・無
					差引を受けようとする金額税関及び支払方法
					口座番号(普通・当座)
					銀行 支店

第八号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二]

署名 印

電話

**マイナンバーの部分は、必ず、
黒塗りをして提出してください。**

[illegible]